

特別研究員（平成30年度）に応募される方々へ

日本学術振興会の特別研究員制度に応募される方で、当研究所を受入機関として希望する方は下記の要領により申請をお願いいたします。

記

1. 「特別研究員」制度とは

「特別研究員」制度は優れた若手研究者に、その研究生活の初期において、自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を与えることにより、我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者の養成・確保に資することを目的として、大学院博士課程在学者及び大学院博士課程修了者等で、優れた研究能力を有し、大学その他の研究機関で研究に専念することを希望する者を「特別研究員」に採用し、研究奨励金を支給する制度です。

「特別研究員」として日本学術振興会から採用されると、建築研究所で研究をすることができます。

なお、そのことは、建築研究所の研究員募集に応募する際の妨げにはなりません。

2. 採用区分

建築研究所では、申請機関として、下記③及び⑤についての申請手続きを行います。

- ①特別研究員－DC1（大学院博士課程在学者）
- ②特別研究員－DC2（大学院博士課程在学者）
- ③特別研究員－PD（大学院博士課程修了者等）
- ④特別研究員－SPD（大学院博士課程修了者等）
- ⑤特別研究員－RPD（大学院博士課程修了者等）

募集要項・申請書等については、日本学術振興会（TEL：03-3263-5070、ホームページ：<http://www.jsps.go.jp/>）へご確認いただけますようお願いいたします。

なお、特別研究員についての詳細はこちらを御覧下さい。

<http://www.jsps.go.jp/j-pd/index.html>

3. 採用期間

③特別研究員－PD：平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間

⑤特別研究員－RPD：3年間＊申請者が以下のいずれかを選択することができます。

(1) 平成30年 4月 1日から平成33年 3月31日までの3年間

(2) 平成30年 7月 1日から平成33年 6月30日までの3年間

(3) 平成30年10月 1日から平成33年 9月30日までの3年間

(4) 平成31年 1月 1日から平成33年12月31日までの3年間

4. 当所に対する申請について

申請を予定されている方は、申請前に「7. 当研究所問い合わせ先」に申請内容の確認を行った後、当研究所の各研究グループ又は国際地震工学センターと研究課題・受入研究者等の確認を行って、手続きを行って下さい。（電子申請システムによる手続きを行うため、事前に連絡が必要となります。）※紙媒体での申請はありません。

5. 提出期限（建築研究所への申請締切）

⑤特別研究員－RPD 平成29年4月17日（月）〔必着〕

③特別研究員－PD 平成29年5月 8日（月）〔必着〕

6. 問い合わせ先

国立研究開発法人建築研究所 企画部企画調査課調査担当
(TEL：029-879-0638、 E-mail：kikaku@kenken.go.jp)

7. その他

申請者多数等により受入承諾できない場合もありますので、予めご了承ください。